

障害福祉サービス事業所 御中
(就労系事業所)

江東区障害福祉部障害者支援課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱いについて

日頃より、江東区の障害福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省より令和2年6月19日付事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第6報)」(以下、「第6報」という。)が発出され、各事業所は通知に基づき対応をいただいているところです。

第6報では、就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る取扱いについて示されており、「在宅でのサービス利用を希望するものであって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合に対象として差し支えない」とされていることから、本区では下記のように取り扱いますのでご留意願います。

記

1 対象者および在宅サービス提供の要件について

第6報に記載のとおり

2 支援効果に確認等について

- ① 事業所は利用者、保護者等と在宅サービスの効果等について話し合い、在宅でのサービス利用について理解を共有し、事業所として支援効果があることを確認すること。
- ② 在宅でサービスを提供する個別支援計画を区(障害者支援課)に提出すること。

※ 提出は在宅でのサービス利用の開始時のみ

※ 原則、提出によりサービス開始、質問等がある場合のみ連絡します

3 運営規程の変更について

令和2年6月25日付東京都事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労系福祉サービスの在宅利用の取扱いについて」にあるとおり、第6報に係る在宅支援を実施する場合には、東京都に運営規程の変更届が必要となるので、注意すること。

4 問合せ先

【個別支援計画の提出先】

135-8383

江東区東陽4-11-28

江東区障害福祉部障害者支援課

身体障害相談係（身体障害者の方） 03-3647-4953

愛の手帳相談係（知的障害者の方） 03-3647-4954

相談支援担当（精神障害者の方） 03-3647-4308

【請求関連】

江東区障害福祉部障害者支援課支援調整係 03-3647-9507